

3月号（510号）[松中 学先生]

登場人物は前号までと同じである。前号から数年後の正月、丙社では取締役である p, q および M (p ら) が話をしていた。

p 「『ポテトおせち』なんてどこで見つけたんだよ……」

q 「今年は静かにポテトを食べられますようにという願いが込められてるんだよ。」

M 「ところで、上場は大変だから非上場化しようってどうなった？」

p 「『静かな生活』プロジェクトか。うちの一家で相談してカネの算段はついた。年末の株価が 1000 円で、1300 円くらいまでは価値があるだろうから 1100～1200 円ならいいかなと。」

M 「まったく、本当に個人で MBO なんて小説みたいだな。」

p 「小説じゃないけど、演習問題として雑誌に連載はされてるだろ。ともあれ、買収用に LPS 『kambe-f 号』を組成した。GP が僕の持ってる会社で、LP は一家の資産管理会社。q と M にはこのファンドに投資してもらおう形を考えてる。」

※ LPS：投資事業有限責任組合，GP：無限責任組合員，LP：有限責任組合員

q 「数年前の M&A でコングロマリット・ディスカウントが生じてるとか、旅行代理店業は p の趣味だとか機関投資家も分かってくれないところあるし。」

M 「BB 社の旅行代理店業は俺の趣味なのに。D S 先生のゼミで旅行業を扱ったせいだ。ともかく、社外取の J さんと I さんに特別委員会を作ってもらうように依頼するよ。」

このようにして、p らは丙社の MBO を進めた。kambe-f 号の 100%子会社である合同会社 KFP を買付者として公開買付けを行った上で、公開買付価格と同額で少数株主の締出しを行い、最終的には、p ら 3 人が丙社の全株式を kambe-f 号を通じて間接的に保有する予定である。

問 1 丙社は会社法および金商法が明文で定める手続以外にどのような手続をとるべきか。

q 「まだ TOB 公表前だけど、ジャガイモの病気が流行りだして、うちの食料品事業の主力のポテト製品もコスト高で影響を受けそうだよ。」

p 「公表して株価落ちてくれたら買手としては楽なんだけど……」

M 「株主にはマイナスだけど、公表しないのも変だしなあ。」

問 2 丙社はこれまで同程度の影響がある場合には、取引所の規制に従って適時開示をしてきた。MBO の公表前にこの情報を開示すべきだろうか。

KFP 社は、1 株 1200 円による公開買付けの結果、議決権の 91%を取得した。同社は特別支配株主による株式売渡請求を利用し、同額で丙社の少数株主を締め出すことになった。

M 「TOB 後に円安が進んだなあ。うちの株は上がるはずだけど。」

p 「公正といえる手続は全てうったけど、価格決定でどうなるだろう。」

問3 丙社の株主Wは、MBOの価格に不満があり、価格決定申立てを行った。その中で、Wは「公開買付後の円安を考慮したら1株1300円になるはずだ」と主張している。Mとpの発言は正しいものとして、価格決定において公開買付終了後売渡請求の公告時までに生じた円安の影響を考慮すべきか。

2月号（509号）〔久保大作先生〕

（登場する会社は全て株式会社である。）

丙株式会社（前号までと同じ株式会社である）では、事業内容の見直しとそれに伴う組織再編をひかえ、慌ただしく準備が進んでいた。

q「まったく、いっぺんに4つの組織再編行為を動かすなんて、ややこしいことするんじゃないよ。落ち着いてポテト食う暇もない。モグモグ」

p「結局食ってるじゃないか。それに、事業内容をいっぺんに見直すんだから、忙しいのもしょうがないだろ。不動産賃貸事業をAA社に、旅行代理業をBB社にそれぞれ会社分割で移転させて、経営コンサルティング事業をCC社から会社分割で受け入れるうえに、人材派遣事業をしているDD社の全事業をうちの完全子会社のEE社に受け入れるんだから。」

M「AA社に承継させる不動産賃貸事業は結構大きいから、準備も大変だよ。何しろ、うちの会社の総資産の5分の1を超えるだけの資産を承継させるから、リストアップだけでも大変だったし。それにくらべたら、BB社に承継させる旅行代理業に関する資産は、うちの総資産の5分の1は超えていないから、少しは楽だよ。CC社から受け入れる事業の対価として渡す株式の額も、純資産の5分の1未満だし。」

q「株主からは何か文句が来てたりしない？」

従業員「AA社への不動産賃貸事業の承継、BB社への旅行代理業の承継、CC社からの経営コンサルティング事業の受入れ、それぞれについて何人かの株主から不満の声が出ています。もともと、そんなに多くありません。」

p「債権者からは何か言われてる？」

従業員「AA社やBB社に債務を承継させる債権者のうちのいくつか、また弊社が引き続き債務を負担する債権者のなかにもいくつか、債務の弁済について不安をもっているようです。CC社からの事業受入れに関しても、債権者の一部には不安があるようです。」

p「DD社の事業のEE社への受入れはどのような法的形式ですか？」

従業員「EE社が我が社の完全子会社である状態を崩さないようにする必要がありますので、いろいろな方法からどれが最適か検討したいと思います。」

問1 AA社、BB社、CC社と丙社との間で締結された会社分割契約について、丙社の株主総会による承認が必要かどうか、また不要な場合に当該会社分割に反対したい株主が株主総会決議を要求できる制度があるかどうか、答えなさい。（初級）

問2 AA社、BB社、CC社と丙社との間で締結された会社分割契約が丙社株主総会決議により承認された（あるいは承認が不要な）場合に、これに反対する丙社株主はその有する株式を買い取るよう丙社に求めることができるか。（初級）

問3 丙社に対する債権者のうち、丙社がAA社、BB社、CC社との間で行う会社分割に関連して異議を述べるのはどのような債権者か。（初級）

問4 下線部に示された条件を満たす組織再編または事業譲渡（譲受）の方法として、どのようなものがあるか。複数の方法を挙げてみよ。（初～中級）

1月号（508号）[松中  
学先生]

令和11年6月に開催された丙社株主総会は、Wの株主提案もあって注目を集めていた（507号参照）。問1～3は、その際の話である。なお、基準日は同年3月31日である。

1「今年の2月に株主になった人から、初めて総会に出るのだけど何か手続が必要か、と問合せがありました。質問するかもしれないから、確認したいと。」

p「あれ、Sさんまだご存命か…」

M「知ってる人？」

p「上場前の株主だった人。上場後に株を買ったみたいね。」

1「法務にも確認して、(1)特に手続はいらないと答えました。それから、WさんとUUファンドが共同で株主提案をするとのことでした。」

p「げーなんだUUファンドって？」

M「どうもUファンドの関係者が立ち上げたアクティビスト・ファンドみたい。」

q「平和にポテト食べてりゃいいのに。」

p「その場合は、(2)手続が必要だよね。」

1「それは来ているのですが、UUファンドの方はその後売った可能性もあって、確認できないですかね。」

M「そりゃ、(3)証券保管振替機構にお願いすることになるな。」

問1

下線部(1)のとおり、Sは丙社総会に出席し、質問するのに自ら手続を行う必要はない。なぜか。なお、問4の事情はまだ生じていない。（初級）

問2

下線部(2)の手続を説明せよ。（初級）

問 3

下線部(3)のように発行会社が株主の情報を取得するには、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」）上どのような手段があるか。（中級）

その後、総会までに S は死亡した。S の相続人は s1 と s2 である。S の弟 s3（S の相続人ではない）は、S と、S が保有する丙社株式全てを譲り受ける旨の合意をしていた。S 保有株については、D 証券会社の S の口座の保有欄に記録されたままであり、s3 の口座にも、s1 や s2 の口座にも増加の記録はない。

l 「s3 さんから、『オレが株主だ』と連絡があったのですが…」

p 「S さんも厄介なことしたなあ。まあ関係者同士で片付けてもらいましょう。」

問 4

丙社は、S が保有していた丙社株式について誰を株主として扱うことになるか。（初級）

12月号（507号）[久保大作先生]

令和11年6月、丙株式会社にはピリピリした雰囲気が漂っていた。Wが投資ファンドと組んで、会社提案に対抗して取締役選任議案を株主提案として提出するとともに、他の株主に対してWらの提案を支持するよう働きかけているからであった。

q「まさかWさんがこんな大それたことをするとは思わなかったな。」

p「Wさんのホームページ、意外と読まれてたんだな。株主の議決権行使の動向はどうなってる？」

l「返送されてる書面投票だと会社提案がリードしているけど、意外とWさんも支持されて、当日の議場での議決権行使次第になりそう。」

p「取引先持株会の会員の議決権行使状況は？」

l「事務局がいうには、会員全員から会社提案に賛成し、株主提案には反対する旨の指示が来てるって。代表者のDさんには、その旨を記入した委任状を渡すことになってる。」

p「じゃあ、なんとか勝てるかな。」

令和11年6月28日、丙社定時株主総会が開催された。定款の定めに従ってpが議長に就任しようとしたところ、Wから議長交代の動議が提出された。そこで採決を行ったところ、取引先持株会の代表者として議決権を行使しているDが賛成に回ったために動議が可決された。そこで、Wが改めて議長として選任され、議事が進行されることとなった。

取締役選任決議について、会社提案と株主提案とが審議されたのち、事前になされた書面投票だけでは結果が明らかではないため、投票が実施されることとなった。投票用紙は議案ごとに用意され、賛成するときは○、反対するときは×、棄権する場合には無記入で投票することとされていた。

係員が議場内にいる出席者を回って投票用紙を回収していたところ、E銀行から派遣されていた従業員のeが「自分は単に傍聴のために入場しただけで、投票権限は与えられていない」と述べて、投票用紙を無記入のまま返却した。ところが議長であるWは「一度入場した以上は株主総会に出席したことになる」として、E銀行が事前に書面投票を通じて行ってい

た会社提案に賛成し株主提案に反対する議決権行使を無効とし、返却された投票用紙について、両議案いずれも棄権するものとして扱った。

また D は、取引先持株会の会員からなされた会社提案を支持する旨の指示に反して、取引先持株会で管理している株式について、会社提案に反対し株主提案に賛成する旨の議決権行使をした（なお取引先持株会は民法上の組合として組織されており、同会の規約によれば、代表者は各会員からの指示に従い、各会員の持株割合に応じて議決権を代理行使することとされていた）。

このため、結果として会社提案が否決され、株主提案が可決された。

問

p らは、株主提案を可決する決議について、株主総会決議取消しの訴えを提起した。p らの訴えは認められるか。（中級）



11月号（506号）[松中  
学先生]

令和9年10月、丙株式会社は諸々のトラブルを乗り越えてようやく株式の上場を実現した。

q「Vファンドの株式（505号参照）、pが買い取ってあっさり解決したなあ。金持ちは強いわ。」

p「最初からそうしておけばゴタゴタせずに済んだのだけど。」

M「元監査等委員のWさん（504号参照）も、今では機嫌良く引退生活を楽しんでいるみたいだし。」

l「確かにWさんがいたままだと、今頃炎上していたかも…。」

p「ところで、そのWさんだけど、まだうちの株持っているでしょ。で、なんか妙なサイトができてるんだけど。」

pが、ブログのような形で簡単に記事などを作成して公開できるプラットフォーム上に作成された一連の記事をqらに見せた。そこには、「丙社の代表取締役pは、上場前に丙社と不透明な土地の取引を行っていた」「それを指摘したWは実質的に丙社を追い出された」といった記述があった。いずれも、Wが監査等委員を退任した際の話であったが、Wに都合の良い記述であり、真実ではなかった（504号参照）。

M「作成者は匿名だけど、ここにいる人とWさんしか知らん話だね。」

q「丙社の上場後最初の定時総会でp選任に反対しようとか、他の株主に呼びかけてp解任の株主提案も検討するって、物騒だなあ。」

l「WさんはOさん（Wの妻）に頭が上がらないから、Oさんと話をしてみてもよいかもしれないですね。」

p「(1)Wさんがp選任に反対しないのであればOさんに300万円渡します、みたいな？」

0 さんの好きなお菓子の箱の下に敷き詰めて。」

q 「さすがにそれはどうかと思うが、(2)『W さんに事情を説明して反対しないようお願いしてください』と 0 さんに頼んで、説明に対してお礼をするのはどうだろう？」

M 「何かするならもう少し真面目に考えようや…現状なら放っておいてもよいけど、誤解が広まるようなら、(3)IR 専門の会社などに依頼して株主一般に向けた広報や、場合によっては大株主の説得をしないとイケないかもね。」

丙社の発行済株式総数は 100 万株で、1 単元を 100 株としている。W は丙社の株式を 5000 株有している。0 は丙社の株主ではない。

問：下線部(1)の p の提案（問 1〔初級〕）、下線部(2)の q の提案（問 2〔中級〕）および下線部(3)の M の提案（問 3〔中級〕）は、それぞれ会社法が禁止する株主に対する利益供与に該当するか。いずれも丙社が支出を行うものとする。

10月号（505号）[久保大作先生]

丙株式会社は、監査等委員会設置会社である株式会社である（前号までの丙社と同じ会社である）。

丙社は株式上場に向けて着々と準備を進めており、ベンチャーキャピタルからの出資も受けて発行株式数も大幅に増加していた。当初の予定では、丙社の株式は令和8年3月上場される予定であった。ところが諸般の事情により同月の上場が困難になり、予定時期が同年11月に延期され、その後さらに令和9年後半へと延期されることとなった。

令和8年11月、pとq、M（いずれも丙社の監査等委員でない取締役である）が話し合いをしていた。

p「今回も上場延期になったもんだから、ベンチャーキャピタルの方からいろいろ言われそうだなあ。」

q「Vファンドなんか特に強く言ってきてるよ。上場予定が遅れるのならば、株式を買い取ってくれって。」

p「Vファンドかあ。どうして待ってもらえないのかなあ。」

M「資金繰りがちょっと怪しいって噂もあるし、早いこと資金回収したいのかもね。」

p「でもそんなことして、大丈夫なのかな。」M「Vファンドの持株数は1万株で、1株の価値はいまのところ5000円くらいだから、買取りに必要な額は5000万円ってところだね。いまのうちの会社の財務状態なら、捻出できない額でもないよ。分配可能額も十分にあるし。」

q「でも、他のファンドからも突き上げられたら嫌だなあ。買取りの相手はVファンドだけということにしておきたいよね。」

pらは最終的に、取締役会の決定によって丙社がVファンドから1万株の丙社株式を5000万円で買い取ることを決定し、令和9年12月に実際にVファンドから買い取った（以下、「本件買取り」という）。なお、買取りの時点での丙社株式の実際の価値は4000円であった。

問1

本来、丙社がVファンドから自己の株式を買い取るためには、どのような手続をふまなければならないか、説明しなさい。（初級）

問2

取引後に丙社の側から、本件買取りの手続違反を理由として自己の株式の取得の無効を主張することができるか。（初～中級）

問 3

丙社の他の株主が、本件買取りを実施したことが任務懈怠に該当するとして、p らに対して 423 条 1 項に基づく損害賠償請求について株主代表訴訟を提起したとする。この請求は認められるか。認められる場合、賠償すべき額はいくらか。なお、丙社から V ファンドへの本件買取りの無効の主張はされていないものとする。（中級）

9月号（504号）[松中  
学先生]

丙株式会社は前号までと同じ会社であるが、業績が向上して規模も大きくなったことから、令和5年6月に上場も見据えて監査等委員会設置会社に移行した。監査等委員ではない取締役はp、qおよびMである。監査等委員である取締役には常勤監査役であったW〔499号90頁参照〕が就任したほか、移行時にJと1（死去した元取締役L〔501号116頁参照〕の子供）が選任されている。Jと1は社外取締役（会社2条15号）である。丙社の取締役の任期は会社法の規定どおりである。

令和7年2月13日、pらは次の会話を交わしていた。

p「移行時にもめると面倒だからってWさんに監査役からそのまま監査等委員になっても良かったけど、今度の任期で終わりにしてほしいなあ。」

q「じゃあ説得してみようか。無理だろうけど。」

qはWに、監査等委員全員が任期を迎える次の定時総会（令和7年6月）で引退してはどうかと持ちかけたが、Wは怒りだした。Jと1にも別の候補を立てる話をしたところ、Jは賛成したものの、1は「父親の代からWさんにはお世話になってきたので、本人が強く反対すると…」と渋られた。

p、qとMはこれを受けて会議を開いていた。普段より重苦しい空気にqのポテトも湿り気を帯びていたところ、Wがやってきた。

W「今年の6月、会社の土地をpさんに売りましたね。」

p「（妙に言葉遣いが丁寧だな）あれは昔当社の駐車場に使うために買った土地〔500号92頁参照〕がいなくなったので、私が時価で買い戻しただけですよ。」

W「そんな話オレは聞いてない！」

監査等委員会の承認を受けていないのは違法だ！」

p「監査等委員会では承認受けてないけど、取締役会の承認は6月に受けて、あなた欠席してたでしょ。」

W「やましいことがあるから、オレに知られなくなかったのだから。訴えるぞ！」

問1

pが丙社から土地を購入したことに手続上の瑕疵はあるか。（初級）

問2

Wは会社を代表してpを訴えることはできるか。なお、Jと1はpを訴えることに反対である。（初級）

上の騒動は、qが、Wも頭が上がらない丙社のかつての顧問弁護士に確認してもらって収まった。令和7年3月13日、ノンビリとやるせない怒りが交錯した雰囲気ではpらが会話をしていた。

q「さすがに、Wさんに取締役のままでいられるとなあ。」

M「上場して総会にあれ出すのかと思うと……1さん、さすがに分かったでしょ。」

1「Wさんの問題は分かりましたが、次期総会の候補者を審議する監査等委員会に欠席するのが精一杯です」

p「1さんは動きづらいかもなあ。不幸中の幸いで、SさんとR家の株式はもうUファンドが買っていたから話はしやすいな。」

問3

この時点でpらはWの取締役の地位を喪失させるために何ができるか。なお、丙社の株主は、p200株、q100株、Uファンド200株である。（中級）

8月号（503号）[久保大作先生]

令和4年6月13日、丙社では相変わらずpとqがふざけた会話をしながらのんびりと仕事をしていた。すると、Mが血相を変えてpとqの元にやってきた。

M「うちの会社って、庚社の株式を持ってたよね？」

p「うん、確か1000株のうち100株を引き受けてそのままだったはずだけど。」

M「どうやら手形の不渡り2回出して、事実上倒産したらしいぞ。」

q「マジか。昔は優良企業だったのに。」

p「4年前に代表取締役のAさんのお子さんが交通事故で亡くなってから、Aさん、新興宗教にのめり込むようになっちゃったんだよな。」

q「それで、庚社の財産を新興宗教へのお布施に流用しまくってるって噂も聞いたことがあるよ。」

p「それで必要な事業資金を手当てできなくなってしまったのかもしれないな。」

q「宗教って役に立つこともあるけど、人を狂わせることもあるな。モグモグ。」

M「そんな悠長なことってないで、どうするか考えないと。」

q「どうするかったって、うちとは取引はないし、株式を持っていたのもお付き合いだし。」

p「倒産したんだったら、会社にめぼしい財産は残ってないだろうから、残余財産の分配なんて多分ないよ。」

M「いや、取締役に残任追及して、少しは株式価値分を取り返せるかと思って。」

q「そういえば、そんな話もあったような。さすがM、先月の話といい、大学の勉強をよく覚えているな。」

そこで、pらは登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/>) を用いて、庚社の取締役に関する情報を閲覧した。

M「うーん、A、B、Cの3人がいるね。」

q「BはAの奥さんだね。」

p「ちょっと待て、Cって誰だ？」

庚社の倒産の原因は、Aによる庚社資産の私的流用であった。またCは正式に庚社取締役に選任されたことはないものの、C自身の了承のもとに6年前に取締役に就任した旨の登記がされているものであった。

問1

丙社は、自社が保有していた庚社株式が倒産によって無価値になってしまったのはAの任務懈怠が原因であるとして、Aに対して会社法429条1項に基づく損害賠償を請求したいと考えている。この請求は認められるか。（中級）

問2

庚社のメインバンクである辛銀行は、7年前に庚社に対して返済期限を10年とする長期貸付をおこなった。ところが、庚社の倒産により庚社からの貸付金の回収が不可能になってしまった。そこで辛銀行は、庚社取締役に対して会社法429条1項に基づく損害賠償を請求した。これに対してCは、自身は取締役に選任されていないから、同項の責任を負わないと主張している。Cの主張は認められるか。なお、辛銀行はCが実際には取締役ではないことについて善意であったとする。（初～中級）



7月号（502号）[松中  
学先生]

令和4年5月13日、丙社では相変わらずpとqがふざけた会話をしながらのんびりと仕事をしていた。新しく取締役になったMが血相を変えてpとqの元にやってきた。

M「己社から来月の株主総会の招集通知が来て調べただけで、うち〔丙社〕は20%株持ってたよね？」

q「己社が相手だと、文句言うにも『貴社』じゃなくて『御社』にしないと全部『きしゃ』になって分かりにくいな。」

M「そこじゃあない。で、どうだった？」

p「己社の設立時に1000株のうち200株を引き受けてそのままだったはずだけど。」

q「そういや取締役候補者にNさんおらんね。隠遁生活に戻ったのかな。」

M「どうもNさんは再任されないらしい。問題はその理由だよ。」

q「何かあったの？モグモグ」

M「Nの息子（己社取締役のn1）が反乱を起こして、自分に合計1000株を発行した。Nは反対したけど、n1と妹のn2が賛成したようだ。」

p「そりゃ酷いな。だから公開会社はやめとけって言ったのに。」

q「うちも株主なのに一言もなかったぞ。」

M「己社の定款に公告は官報で行うとあったので官報を調べてみたら、ひっそりと新株発行の公告があった。払込期日は5月31日、公告は今日出ていた。ただ、価格も安すぎるし、600株持ってるNを追い出すためだろうし、色々おかしい。まるで学生の頃に試験問題でみたやつだ。」

p「n1はきちんと払込みはしている、と。そのために安く発行したのかもな。」

q 「それにしても M はさすがに詳しいな。試験問題まで憶えているなんて。」

M 「いや会社法の単位はとれなかった。頭文字が S だったので『ド S 先生』ってあだ名がついてた鬼教員でさ……」

己社は種類株式を発行しておらず、単元株式制度は採用していない。上の己社の新株発行（本件新株発行 1）前の時点での己社の発行済株式総数は 1000 株、発行可能株式総数は 4000 株、丙社と N 以外の株主は N の妻（100 株）と n2（100 株）であった。また、己社取締役は N、n1、n2 であった。以下では M らの発言は真実として答えよ。

問 1

令和 4 年 5 月 13 日の時点で、丙社は本件新株発行 1 に対してどのような対処がとれるか。（初級）

問 2

M が本件新株発行 1 に気づくのが令和 4 年 6 月 1 日であった場合、丙社はどのような対処がとれるか。（初級）

問 3

本件新株発行の事実のうち、発行数が 1010 株、引受人は n1 のみであった場合（本件新株発行 2）、令和 4 年 6 月 1 日の時点で丙社はどのような対処がとれるか。本件新株発行 2 の公告は、発行数が 1010 株となった点以外は本件新株発行 1 と同じであり、他に事実に変化はないものとする。（中級）

6月号（501号）〔久保大作先生〕

〔事実①〕

丙株式会社は前号までと同じ会社であり（非公開会社、取締役会設置会社、監査役設置会社）、前号までと同様 p と q が代表取締役である。丙社には他に L という取締役がいたが、交通事故で死去してしまった。

q 「まさかこんなことになるとは思ってなかった。L さん、いい人だったのにな。」

p 「暢気なことは言ってらんないぞ。取締役が 2 人になっちゃったから、急いで補充しないと法令違反だ。」

q 「L さんと同じく、財務に詳しい人か…。アテがないことはないけど。」

p 「マジか！」

q 「M って知り合いがいるけど、多分報酬として月 80 万円欲しいって言われるとおもう。」

p 「そうすると、俺とお前の報酬が合計で月 200 万円で、株主総会決議で認められているのが総額で月 260 万円までだから、なんとかしないとイケないな。」

q 「あと、報酬として丙社株式も欲しいって言われるかも。」

p 「そんなこと言われても、新株発行してまかなうしかないぞ。」

問 1

M に対して要求どおり月 80 万円の金銭報酬を、あるいは丙社株式を株式報酬として新株発行により支給しようとする場合、株主総会でどのような事項を決定しなければならないか。（なお、丙社定款には取締役の報酬に関する定めはないものとする。）（初級）

〔事実②〕

丙社では、その後 M が新たな財務担当取締役に就任した。M を選任する臨時株主総会において取締役報酬の増額も可決され、株主総会に引き続き開催された取締役会において、p と q の報酬を月額 100 万円、M の報酬を月額 80 万円とすることが決議された（株式報酬

は、なしになった)。なお、丙社には取締役の報酬に関する内規や慣行などは存在していなかった。

その3か月後、pとqがこんな会話をしていた。

q「すっごく嫌な夢を見た。」

p「どんな夢だよ。」

q「お前と経営のことでケンカする夢。それで、お前とMがグルになって、俺のことすっごく責めるの。取締役会で『お前はもう代表取締役から降ろす！専務でも勿体無い！お情けで常務取締役だ！取締役報酬も月60万だ！』って2人から言われて。」

p「やけに具体的な夢だな。」

q「俺は『嫌だ、嫌だ』っていうんだけど、Mから『承知しないなら職場でのフライドポテトも禁止』って言われて『ガーン』ってなったところで目が覚めた。」

p「お前のポテト好きも相当なもんだな。」

問2

qが夢で見たような事態が実際に発生した場合、qの取締役としての報酬は月60万円に減額されるであろうか。(初級)

問3

もしも丙社に取締役の報酬に関する内規があり、代表取締役は100万円、専務取締役は80万円、常務取締役は60万円、平取締役は40万円というように決まっていた場合には、どうか。(qは取締役就任時にこれを知っていたものとする。)(初～中級)

5月号（500号）[松中  
学先生]

丙株式会社は前号までと同じ会社であり（非公開会社，取締役会設置会社，監査役設置会社），前号までと同様に p と q は丙社の代表取締役である。丙社はソフトウェアの開発・販売やパソコンの周辺機器の販売を業としている。

p「今度さ，伯父が作った会社（丁社）の取締役になってほしいって言われてるんだけど，何か手続必要なのかな。」

q「まさか同業じゃないよね。」

p「中古パソコンを売ってるから一応別だけど，そのうち周辺機器も売りたいってことなので，完全に別とはいえないな。」

q「同業他社の取締役になる場合って何か規制があった気がするけど，どんなポジション？」

p「週1回ほどの非常勤だよ。業務執行もしない。」

q「コンプラだかテンプラだから知らんけど，それならどっちでもいいんじゃない。」

p「お前揚げ物ばっかだな…」

問1

p が上記の会話に登場する丁社の取締役になるために，丙社で会社法上の手続が必要だろうか（初級）。

q「最近事務所狭くない？」

「駐車場ないし。」

p「確かになあ。従業員増えたし，運搬用の車を駐めてる場所も遠いんだよな。」

q「良い土地降ってこないかなあ。」

p「うーん、そういえば、実家の会社（戊社）が余った土地を駐車場にしてるけどどうかな。」

q「お前の家金持ちだからなー。それちょうだい、くれ、格差解消だ。」

p「さすがにそれは。相場で売るなら良いけど。」

q「さすがにダメか。相場で買うなら手続はどうなんだろう。」

p「俺は戊社の株を全て持ってて、代表取締役でもある。もう 1 人、父の兄の子どもで、同い年の V も代表取締役をやってる。」

その後、p と q は顧問弁護士に相談して、戊社から土地を買うのであれば丙社で取締役会決議を経るべきだとのアドバイスもらった。

q「弁護士の先生のおりでおりで良いと思うんだけど。」

p「そう思うけど、自称法律に詳しい監査役の W じいさんが、『戊社を代表するのが V であればいけないはずだ』とうるさいよね。取締役会決議くらいケチるもんじゃないのに。」

q「決議は減らないから良いけど、俺のポテトをとるんじゃない！」

## 問 2

丙社が戊社から土地を購入する場合、利益相反取引に当たるとして取締役会決議は必要だろうか。丙社を代表するのは q であるとして、戊社を代表するのが p の場合と V の場合に分けて検討せよ（中級）。

## 問 3

丙社（q が代表）が戊社（p が代表）から相場どおりの金額で土地を購入した 1 年後、事前に誰も知らなかった事由でこの土地の価値が 20% 下落したものとする。この取引について取締役会決議を経ていなかった場合、丙社は誰に何を主張できるか（中級）。

4月号（499号）〔久保大作先生〕

〔事実①〕

丙株式会社は、取締役会設置会社かつ監査役設置会社であり、会計監査人設置会社ではない。また種類株式発行会社ではなく、その発行する株式の全部について譲渡による取得に取締役会の承認が必要な旨の定款の定めがされている（昨年度からの読者のためにいえば、495～497号の本欄に登場した丙社と同じ会社であるが、498号における種類株式の発行のエピソードはないものとする）。丙社の株主構成は、202X年末現在、p200株、q100株、r1～r3（3人きょうだいである）各50株、S50株である。丙社の経営に携わっているのはpとqであり、r1～r3とS、Uファンドは経営に関与していない。

202X+1年2月中旬、pとqは次のような話をしていた。

p「やれやれ、やっと計算書類と事業報告が完成したよ。今回も税理士先生に記帳やら何やら手伝ってもらったから何とかあったけど、毎年しんどいなあ。」

q「問題はこれからだよ。監査役のWじいさんに監査してもらわんといけないんだから…モグモグ」

p「Lサイズ復活したからってポテトばかり食ってるなよ。ああ、気が重いなあ。Wさん、会社の最古参だけに、いろいろ口うるさいからなあ。」

q「二言目には、『昔はこんなやり方はしなかった』だもんなあ。」

p「いっそ、監査役なくしたいよなあ。それが無理でも、せめて事業の進め方にネチネチ文句つけられないようにできないかな。」

問1

丙社において、計算書類や事業報告の作成、監査、承認はどのように進むか。条文を示しつつ説明しなさい。（初級）

問2

pが最後のセリフで述べたことを丙社で実現するためには、どのような方法が考えられるか。（初～中級）

〔事実②〕

202X+1年3月、pとqは次のような話をしていた。

p「なんとかWさんから監査報告書を受け取ったし、あとは定時株主総会を招集するだけか。」

q「それで、また配当を決めるのか。働いてないR家の3人やSのじいさんやりに俺たちが稼いだ利益を払わにゃならんのは癪だなあ…モグモグ」

p「…そうはいつでも、決まりだからな。」

q「俺たちにR家の3人やSさんより配当を多めに払うっていうふうにはできないかな。」

問3

丙社において定時株主総会で金銭を配当財産とする剰余金の配当を決定しようとする場合、どのような手続を踏む必要があるか。条文を示しつつ説明しなさい。（初級）

問 4

q が最後のセリフで述べたことを丙社で実現するためには、どのような方法が考えられるか。（初～中級）



3月号（498号）[松中  
学先生]

丙社（前号までと同じ会社である）では、前号の T の株式譲渡の結果、株主と持株数は P200 株、Q100 株、R150 株、S50 株となった。ここから数年経った 202×年 9 月 1 日の時点では、株主と持株数は p（P の子）200 株、q（Q の子）100 株、r1～r3（いずれも R の子）各 50 株、S50 株となった。p と q はそれぞれ丙社の代表取締役を務めている（他にもう一人取締役がいる）。代替わりしたことで丙社の業績は向上した。なお、以下で明示するもの以外、前号までと丙社の機関設計や定款規定は変わっていない。

202×年 9 月、p と q は次の話をしていた。

p 「R 家の 3 人と S のじいさんは経営に興味ないし、いつ売りたいって言うてくるか分からんよな。何年か前の T さんの時も売れるの売れないのと一悶着あったし、なんかできんかな。」

q 「会社法のごっつい本見るとさ、全部しゅしょく…モグモグ」

p 「全部主食ってお前の昼飯かよ。全部取得条項付種類株式って言いたいんだろ。あれは違うよ。」

q 「ポテトもケチャップも野菜だし、油も元は野菜だろ。とにかく、売りたい時に会社に売れるようにできんかな。」

p は q のフライドポテトをつまみながら頷く。

問 1

全ての株式について p と q の意向を満たす内容にするにはどのような手続で、どのような内容を定めればよいか（下の事実はないものとする）。売却価格は売却時の 1 株当たり純資産額とする（初級）。

p 「でもさ、どの株式もってことはオレらも売れるんだよな。それはマズくないか。」

q 「おれらは一心同体、セームボートだからな。R 家と S さんだけにしたいな。」

p「結論は正しいけど，そういう意味なんか……気色の悪い横文字使うんじゃないよ。」  
r1～r3 と S もこの方針に賛成しており，協力してくれることになった。

問 2

r1～r3 と S が保有する株式のみ，問 1 と同様の内容とするには，どのような内容を定めればよいか。なお，持株数は現在と変えないものとする（初級）。

問 2 の後，p と q は新規事業の資金調達のために，次のとおり，中小企業に投資をする U ファンドに新しい種類の株式を発行することになった。他の種類株式に優先して，①1 株 5000 円の優先配当と，②払込金額相当の金銭による残余財産分配を受けられ③譲渡制限株式とする，④払込金額は 1 株 50 万円，発行数は 100 株とする。以下，p と q の株式を A 種株式，残りの株主の株式を B 種株式，新たに発行しようとする株式を C 種株式とする。

問 3

C 種株式を発行するための手続を説明せよ。なお，丙社には，会社法上，定款で排除できる種類株主総会決議は全て排除する旨の定款規定が置かれている（中級）。

## 2月号（497号）[久保大作先生]

丙株式会社（前号・前々号と同じ会社）は非公開会社であり、取締役会設置会社である。丙社の発行済株式数は500株（発行可能株式総数2500株）であり、株主と持株数は、P200株、Q100株、R100株、S50株、T50株である。なお、丙社定款には会社法107条2項1号ロに相当する定め、譲渡承認の決定機関についての定めはない。また、丙社は種類株式発行会社ではない。

### 問1

Tは、自らが営む事業の運転資金が必要になったため、Rに対してTが有する丙社株式の全部（以下「本件株式」という。）を売却したい旨申込みをし、Rもこれを承諾したとする（以下これを「本件譲渡」という）。このとき、T=R間で株式の譲渡の効力を生じさせるには、どのような行為が必要か。丙社が株券不発行会社（ただし社債、株式等の振替に関する法律は適用されない）である場合と、株券発行会社である場合とに分けて説明しなさい。

（初級）

### 問2

本件譲渡について丙社が承認をするか否かの決定を請求できるのは誰か。また、それはどのように行われるべきか。①T=R間での譲渡の前、②譲渡の後のそれぞれについて、必要なときには丙社が株券不発行会社である場合と株券発行会社である場合に分けて説明しなさい。なおTないしRは、譲渡が承認されない場合に本件株式を換金したいと考えているとする。（初級）

### 問3

上記問2において、丙社に対して適法に請求されたとする。この場合の、本件株式についての新たな株主の名義書換に至るまでの手続の進み方について、丙社が本件譲渡を承認する場合と承認しない場合とに分けて説明しなさい。なお、丙社の財務状態は本誌495号の演習問題で示した貸借対照表のとおりとする。（初～中級）

1 月号（496 号）[松中  
学先生]

丙社（前号と同じ会社）は非公開会社であり，取締役会設置会社である。丙社の発行済株式総数は 500 株（発行可能株式総数 2500 株）である。株主と持株数は，P200 株，Q100 株，R100 株，S50 株，T50 株である。丙社は，2019 年 12 月 31 日の時点の貸借対照表（前号に示されたもの）のと通りの財産状態にあり，次の新株発行を行おうとしている。丙社は，会社法 199 条ないし 206 条の 2 との関係で，定款に別段の定めを設けていない。

問 1

金銭を払込財産として，払込金額の総額 1000 万円の新株発行を行う（前号問 3 と同じ）。

①割当先は P に 120 株，Q に 80 株とする。②増加する資本金の額は会社法上求められる最低額とする。③払込期日は 2020 年 1 月 31 日とする。（初級）

(1)

募集事項として定めるべき具体的内容と根拠条文を全て挙げよ。

(2)

募集事項を決定すべき丙社の機関は何か。また，払込金額の総額が 1000 万円か 1200 万円のどちらにするか現時点では決定できないため，募集事項の決定をもう少し機動的に行いたい場合，どのような手続を経てどこに委任できるか。委任の際に何を決める必要があるかも含めて答えよ。

(3)

丙社は会社法の原則どおりに募集事項を定めたものとする。P が 120 株，Q が 80 株，R が 20 株の申込みを行った。丙社における割当ての手続を説明し，①のと通りに割り当てられるかを答えよ。

問 2

問 1 と同様に払込金額の総額 1000 万円の新株発行を行うが，①に代えて，株主 P～T に持株数に応じて割当てを受ける権利を与える。（初級）

(1)

この場合，募集事項と他の必要な事項を定める丙社の機関は何か。

(2)

募集事項のうち、募集株式の数と払込金額はどのように定めればよいか。会社法と本問の設定を満たす具体的な数・金額の例を示せ。

12月号（495号）[久保大作先生]

（本号の事実は、494号までの事実とは無関係である。）

丙株式会社（以下「丙社」）は、A県に本店をおく株式会社である。丙社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

丙社の2019年12月31日現在の貸借対照表は、次のとおりであった。この貸借対照表を前提にして、次の問1から問3に答えなさい。（なお、問2～問3は相互に別個の問題であるものとする。）

（単位：千円，▲はマイナス）

現預金	流動負債
20,000	
売掛金	15,000
	固定負債
5,000	45,000
原材料	負債の部
	計

<p>10,000 商品</p>	<p>60,000</p>
	<p>資本金</p>
<p>10,000 固定資産</p>	<p>25,000 資本準備金</p>
<p>45,000</p>	<p>10,000 その他資本剰余金</p> <p>10,000</p>



資産の部 計	利益準備金
90,000	10,000 その他利益剰余金
	▲15,000 自己株式
	▲5,000 純資産の部 計

	30,000
--	--------

問 1

2019 年 12 月 31 日時点での丙社の分配可能額を算定しなさい。（初級）

問 2

丙社が欠損を填補するために次の行為をしようとする場合、どのような手続が必要となるかを説明しなさい。（初～中級）

(1)

資本金の額を減じて、分配可能額が 3,000 千円になるまでその他資本剰余金を増加させる。

(2)

資本準備金・利益準備金をそれぞれ減じて、分配可能額が 0 になるまでその他資本剰余金・その他利益剰余金を増加させる。

問 3

丙社は、自己資本を増強すべく、新株発行により 1000 万円（＝10,000 千円）を調達することを計画した。その際、増加する資本金の額は 500 万円とすることとした。

(1)

丙社の新株発行の対価として得る財産が金銭であったとする。無事に金銭 1000 万円の払込みを受けた場合、純資産の部の各項目の額はどのようになるか、答えなさい。（初級）

(2)

丙社の新株発行の対価として得る財産が不動産であったとする。無事に当該不動産の給付を受けたが、給付の期日における当該不動産の実際の価値は 1200 万円であった。このとき、純資産の部の各項目の額はどのようになるか、答えなさい。（初～中級）

11 月号（494 号）

[松中  
学先生]

登場人物などの基本的な事実関係は前号までと共通である（[http://www.yuhikaku.co.jp/static\\_files/2021E\\_syouhou.pdf](http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf) 参照）。

分家筋の株主 D らによる責任追及は成功まであと一歩となった。次のとおり、甲社取締役 E, H, I, K について任務懈怠などの 423 条 1 項の要件が満たされていると認められ、問題は E らが負う具体的な責任額となった（下記①は 492 号、②③は 493 号参照）。

①F の一人会社（乙社）から甲社が年 2000 万円の賃料で倉庫の底地を借りる契約（本件取引）を締結した E は、故意による 362 条 4 項 1 号違反がある。E は本件取引を行うべきではなく、因果関係のある損害は 2 億円（2000 万円×10 年）である。

②H は、2013 年 10 月の甲社取締役会で賃料について質問しつつ、虚偽の回答を得て引き下がった点が善管注意義務違反となる。H は、甲社従業員らの「C は娘の F に甘く不明朗な取引を企図している」という噂や、以前に C が格安で甲社に土地を貸し付けた際には明確に賃料と相場の差異を説明したことを記憶していたため、何かおかしいと感じた。しかし、明確な形で疑問を提示できないため、E の説明を受け入れた。因果関係のある損害は 5000 万円である。I はこれらを知らずに E の説明に納得しており、善管注意義務違反はない。

③K は、次の善管注意義務違反があった。まず、甲社従業員から本件取引が取締役会決議を経ていないことについて通報を受けたが、自己の不倫をネタに E に沈黙を強いられ、何もしなかった。次に、賃料についても通報を受けたが、相場より高い賃料を払うこともあるとさして気にせず、取締役会などで他の取締役に伝えることはなかった。因果関係のある損害は 2 億円である。

本件取引と 2013 年 10 月の取締役会の時点で、E は代表取締役、K は代表権のないコンプライアンス担当取締役であり、社内のリスク管理などの業務執行を行っていた。H は甲社と資本関係などがない会社の経営を主に行っており、甲社の社外取締役であった。H は、甲社の定款規定にもとづき、同社と法定の最低責任限度額を超えて任務懈怠責任を負わない旨の責任限定契約を締結していた。

また、Eらは次の報酬を得ていた（退職慰労金以外、いずれも年額で、記載されたもの以外変動はない）。E：固定報酬 2000 万円，賞与 800 万円～1000 万円（年によって変動）。K：固定報酬 1700 万円，賞与 800 万円。H：固定報酬 1000 万円，退職慰労金 3000 万円（Hは退任までに 5 年取締役を務めていた）。

問 1

甲社は事後的に E・K の責任を全部または一部免除することはできるか，できる場合にはどのような手続が必要か。甲社には 426 条の責任免除に関する定款規定はないものとする。

（初級）

問 2

H が負うべき責任額はいくらか。（中級）

10月号（493号）

〔久保大作先生〕

登場人物などの基本的な事実関係は、前月号（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html>）までと共通である。

分家筋の株主Dらは、前月号で問題となった取引（甲社の代表取締役Eが、362条4項1号による取締役会の決定が必要であるにもかかわらず、決定を経ないまま、甲社を代表して倉庫用地をCの長女Fが代表する乙社から借り受けた取引。以下「本件取引」）を阻止しなかった他の取締役についても、任務懈怠責任を追及しようと考えた。

問1

Dらによる責任追及の前提として、取締役が負う監視義務、内部統制システム構築義務について説明しなさい。また、監視義務と内部統制システム構築義務との関係について説明しなさい。（初級）

問2

Dらが前月号で問題となった情報収集手段などを活用した結果、概ね次のような事実が明らかとなった。

(i) 本件取引は取締役会の決議なく行われたものの、本件取引によって借り受けた倉庫用地の上に倉庫を建設すること、その建設費用の融資を受けることについては2013年10月の甲社取締役会において決議されていた。当時の取締役はC、E、H、I、Kであり、全員が出席していた。この取締役会において、「この土地の賃料は年1000万円以上するのでは」とのHの質問に対して、Eは「Fの会社である乙社から格安で借りたため、年1000万円はかかっていない」との虚偽の回答をした。甲社にはCから倉庫用地を格安で借りた前例があったことから、Hらは特に怪しむことなく、この点についてそれ以上追及しなかった。

(ii) 甲社では、2008年10月以降、取締役会決議に基づいて、取締役や従業員による職務の執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制を整備していた。これによれば、従業員らに対して定期的に法令等遵守について研修を課すとともに、問題のある行為を発見した場合の通報窓口を設け、通報があればコンプライアンス担当取締役が必要な調査を行い、取締役会に報告することとされていた。このような体制は、2013年10月当時でも、通常想定される違法行為を阻止するための体制としては概ね適切なものとして評価される程度のものであった。また甲社において、通常想定される以上の方法で違法行為が行われることが予見されるべき事情は存在しなかった。

(iii) 甲社の法令等遵守体制の運用状況についてはコンプライアンス担当取締役及び監査役が定期的に報告することとされていたが、2013 年 10 月まで、運用状況に問題はないと報告されており、報告の内容を疑うべき特段の事情も存在しなかった。

(iv) 2013 年当時のコンプライアンス担当取締役であった K は、同年 9 月上旬、従業員から顕名により、E が取締役会規則に違反して本件取引を行おうとしているとの通報を受けた。ところが、ほぼ同時に K は E から、本件取引を取締役会に報告しないでほしい、さもなくば K が不倫していることを配偶者に知らせる、と脅された。婿養子で家庭内での立場が弱い K は、E に屈服した。E は同時に通報した従業員をも懐柔したため、本件取引が取締役会規則に反して行われたこと、本件取引について通報があったことは取締役会には報告されず、他の取締役や監査役の知るところとはならなかった。

以上の事実を前提に、H、I、K の任務懈怠の有無について論じなさい。（中級）

9月号（492号）

〔松中  
学先生〕

登場人物などの基本的な事実関係は前月号までと共通である（[http://www.yuhikaku.co.jp/static\\_files/2021E\\_syouhou.pdf](http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf) 参照）。

分家筋の株主Dは、Qが行おうとしていたことを知り、正義感に酔っておかしくなる者はどこにでもいるが…、と愕然としていた。ただ、最終的にQは何も行わなかったことから、気を取り直して甲社とFの取引について取締役らの責任を追及しようと考えていた。DはGなどの株主と協調しており（以下、「Dら」）、この時点（2022年5月）で協調している株主の議決権比率は約20%であり、皆設立以来の株主であった。

この時点で、Dらは次の情報を入手していた。①甲社（監査役設置会社かつ会計監査人設置会社）は甲社代表取締役Cの長女Fから倉庫用の土地（以下、「本件土地」）を借り受けている（以下、「本件取引」）、②本件取引はC・Eが主導したようであること、③本件土地に立てられた倉庫には空きが目立つ。もっとも、Dらは本件取引の詳細な条件（490号の設問参照）や、取締役会決議の有無、この倉庫が具体的にどの程度使われているのかなどについては情報を入手できていなかった。

〔問題〕

問1

Dらは、甲社株主としてどのような会社法上の権利を使って本件取引の条件および経緯などについての情報を入手することができるか。（中級）

問2

Dらは問1の手段を活用するなどして、次の情報を入手できたとする。

(i)本件取引は、甲社が、Fの一人会社である乙社から、本件土地を2013年から20年間借り受ける内容である。(ii)本件土地の賃料は年2000万円として契約がなされ、現在でも変わっていない。(iii)賃料は周辺の土地の相場からすると約13%割高である。(iv)甲社には1000万円以上の取引は取締役会に付議する旨の取締役会規則があるが、本件取引は取締役会決議なく行われた。他方、倉庫の建設費用の融資を受けた際には取締役会決議を経た。(v)本件取引に際して甲社を代表したのはEである。(vi)本件取引当時（2013年）から現在までの甲社の計算書類に現れる事実および本件土地は倉庫面積の1/6に当たること。

他方、Dらは(vii)本件取引の動機やC、E、Fのやりとり、(viii)本件土地の取得価格は5億円であったが、甲社への賃料は、土地の価格を6億円、期待収益率を3%（相場どおり）、諸経費を200万円として算定されたことは知らない。

以上の事実を前提に、DらがEの責任を追及するにはどのような主張が考えられるか。  
（初級）



8月号（491号）

〔久保大作先生〕

事実関係は、前月号までと共通である（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html>を参照）。なお、甲社は監査役設置会社であり、監査役の権限が会計に関する事項に限定されていないものとする。

前月号（490号）においてなされた甲社とFとの間の土地賃貸借契約は、5月号（488号）の問題にあった株主総会においてDがいかけて制止されたのち、徐々に株主に知られるようになった。甲社株式を10株だけ保有する株主Qも、知り合いからこの話を聞いた。

Qは激怒した。必ず、かの邪智暴虐の代表取締役Cを懲らしめなければならぬと決意した。Qには法律も経営もわからぬ。Qは、一介のサラリーマンである。愚痴をこぼし、それでも同僚たちとなんとか仕事をしてきた。しかし、邪悪に対しては人一倍に敏感であった。

Qは、駅前のうらさびれた商店街にある白草書店で「あなたも1人で訴訟ができる!!」という本を見つけた。そのなかの1章に株主代表訴訟の説明があるのを見つけたQは、連日書店に通って立ち読みするうちに、株主代表訴訟を使ってCを懲らしめようとするようになった。

〔問題〕

以上の事実を前提として、問1・問2に答えなさい。（なお、問1と問2は独立の事象とする）

問1

Qは、甲社代表取締役Cの責任を追及する訴えを提起するよう請求する文書を、甲社に向けて発送した。この文書は会社法847条1項及び会社法施行規則に定める方法に適合していたが、宛先を甲社監査役ではなく甲社代表取締役Eとしていた。そのためQの手紙は甲社に配達後、Eに回付された。

EはQの文書を一読したのち、甲社の定例取締役会に持参し、内容を紹介したうえで出席した取締役・監査役に回覧した。当該取締役会には監査役全員が出席しており、その全員が回覧された手紙を読み、内容を把握したが、Cの責任を追及すべきだと主張する者はいなかった。

Qは、文書を発してから3か月を経ても甲社からCを訴えた旨の知らせを聞かなかったことから、甲社のために代表取締役Cの任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。これに対し

てCは本案前の主張として、Qの提訴請求は宛先を誤った不適式なものであって無効であるから、当該提訴請求を前提に提起されたQの訴えは却下されるべきだと主張した。

(1)

Cの本案前の主張の適否を論じなさい。（初～中級）

(2)

もし甲社の監査役の監査権限が会計に関する事項に限定されている場合、上記(1)で示した結論は変わるか。（初級）

問2

邪悪に敏感なQではあるが、実はQも負けず劣らず猜悪であった。（いやむしろ、己が猜悪であるからこそ他人の邪悪に敏感なのかもしれない。）

Qは、甲社に対して適式にCに対する責任追及の訴えを提起するよう求めた直後、Cに対して挨拶状の体で書簡を送った。そのなかでQは、近々R県で居酒屋を開業したいと考えていること、そしてその開業資金として3000万円ほど必要であることを述べたうえで、「もしもどこかから3000万円を調達できたならば、開業の準備にすぐにとりかかると思っています。そうするととても忙しくなって、他のことには構ってられないでしょう。ましてや訴訟なんてとてもとても」と記されていた。Cは、Qの書簡が体のいいゆすりであると考え、黙殺した。

QはCに対して同様の書簡を2か月後にもう一度送ったが、Cはこれも無視した。責任追及の訴えの提起をするよう求めてから3か月を経ても甲社監査役が訴えを提起しなかったため、Qは会社に代わってCを提訴した。

Cは、この訴訟において本案判決は避けたいと考えている。さて、Cにはどのような手段があるか。そのうちどれを用いるのがよいか。（初級）

7月号（490号）

〔松中  
学先生〕

本問の登場人物は487号以下と同一である（設問は、[http://www.yuhikaku.co.jp/static\\_files/2021E\\_syouhou.pdf](http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf) 参照）。

時は2013年に遡る。Cは長女Fから「E（Fの兄）は甲社の役員報酬をもらっていて、将来社長になる。私だけ何もないなんてズルい。」といわれ、困っていた。Fは甲社の経営に関与していないが、Cにとってかわいい一人娘であり、役員報酬より少し少ない程度の金銭を与えてやりたかった。Eは、「またFのワガママか」と思いつつ、将来の相続等に影響が出ては困ると次のスキームを提案した。

①Fの一人会社（乙社。取締役会非設置会社でFが唯一の取締役）を設立し、乙社は、Eが不動産仲介業者から紹介を受けた売主（甲社と無関係）から倉庫用の底地（本件土地）を取得する。②原資は、Cが連帯保証人となった上で、金融機関から借り入れる。③乙社は本件土地を甲社に20年間貸し付ける（本件契約）。④本件土地は2000㎡であり、取得価格は5億円であった。甲社への賃料は、土地の価格を6億円、期待収益率を3%（相場どおりとする）、諸経費を200万円として、年2000万円とした。Cも了承してこれらが実行された。

EはC以外の甲社役員に詳細を知られるのが恥ずかしく、反対されても困るため、取締役会に諮ることなく自己が代表取締役として乙社（Fが代表）と本件契約を行った。Fは本件契約が自己に有利な内容であることは知っていたが、取締役会決議の要否と有無は確認していなかった。Fは、知人からのアドバイスを受け、本件契約の契約書に「両社において各種決議を含む必要な手続を経たことを確認した」との条項を入れるよう求め、Eも受け入れて採用された。

2013年当時の甲社の状況は、資産300億円、負債100億円であった。経常利益は2005年頃までは総資産の2～3%程度あったものの、2010年頃からB港の荷物取扱量の減少により減益となった。2013年の本件契約当時は、倉庫に空きが生じつつあったため、4億5000万円（総資産の1.5%）まで減少していた。また、本件土地は賃借直後の倉庫面積の1/6に当たる（倉庫面積はその後変わっていない）。なお、本件契約の前から現時点まで、甲社には1000万円以上の取引は取締役会に付議する旨の取締役会規則があるが、必ずしも遵守されていなかった。例えば、2000年頃に別の倉庫用土地を5億円で売却した際はCの一存で行ったが、本件契約と同時に行った、本件土地に倉庫を建設するための2億円の銀行借入れ

は、銀行の求めで取締役会決議を経ていた。

問 1

本件取引に会社法 362 条にもとづく甲社の取締役会決議は必要だったか。

問 2

甲社は本件契約を無効だと主張でき

6月号（489号）

〔久保大作先生〕

本問の登場人物は487号・488号と同一である（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html> から前号の設問をみることができる）。

2021年6月の定時株主総会を乗り切ったCだったが、強引な株主総会運営は分家筋の株主の反感を生み出した。さらに、使われていない倉庫の底地がF所有であることが明らかになり、倉庫を解体しないのは本家筋が甲社財産を食い物にするためとの疑念が生まれた。そのため分家筋株主の中には、本家筋に強く反発する者が出てきた。

さて、5人の取締役のうち4人（C, H, I, K）の任期（定款の定めにより4年）は、2022年6月の定時株主総会終了時までであった。そのためCらは、Cを再任させるほか、Hの子L, Iの子M, 従業員Nを後任とするつもりだった。ところが2021年12月の時点での票読みでは、本家筋を支持する株主と反発する株主との議決権の数が拮抗していた。

危機感を抱いたCらは、確実に取締役選任決議を通すため、臨時株主総会を開催することとした。すなわち2022年1月15日の甲社取締役会の席上、C, H, I, Kの4人は同年1月31日をもって取締役を退任する旨の意思表示をした。そして後任を選任するための臨時株主総会を、同年1月30日午前8時からA県の隣県にあるO温泉（B市から約300km）のP旅館で招集することを決定し、取締役会終了後直ちに招集通知を発出した。なお、この開催日時等は本家筋支持派の都合のみを事前に調べたうえで定めたものである（なお、書面投票・電子投票は実施されていない。また、定款に株主総会の場所等についての規定はない）。

同年1月30日午前8時、P旅館において甲社臨時株主総会（以下「本件総会」という）が開催された。本件総会の開催に際し、本家筋を支持する株主に対してはCが甲社の計算で交通手段や宿泊場所の確保を支援し、費用の一部を補助したが、その他の株主にはそのような支援等はなかった。本件総会の出席者は本家筋支持派のみであり、不意をつかれた形の分家筋の株主は出席できなかった。C, L, M, Nを取締役に選任する議案は、出席者全員（総議決権の51%）の賛成をもって可決された（以下「本件決議」という）。

問1

甲社株主Dは2022年2月15日、本件決議について株主総会決議取消しの訴えを提起した（以下「本件訴え」という）。これに対して甲社は本件決議に取消事由はなく、仮にあつ

たととしても裁量棄却されるべきだと主張している。さて、本件決議は取り消されるべきか。判例に沿って判断せよ。（初～中級）

問 2

本件訴えが第 1 審裁判所に係属している間に、本件決議によって選任された取締役らが任期満了を迎えた。そのため、本件総会後に C に代わって代表取締役となった L が招集した甲社定時株主総会において、C, L, M, N を再任する旨の決議がなされた（以下「後行決議」という）。D が本件決議に瑕疵があることを理由に後行決議についても提訴期間内に株主総会決議取消しの訴えを提起したところ、2つの事件の審理は併合された。甲社は、後行決議の成立によって本件訴えの訴えの利益は消滅した、と主張している。判例に照らして、甲社の主張の適否を論じなさい。（初級）

5月号（488号）

〔松中  
学先生〕

本問の登場人物は487号の設問と同じである（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html> から前号の設問をみることができる）。

甲社の2021年定時株主総会（本件総会）は同年6月25日に行われ、倉庫解体のためのDによる2つの株主提案議案（1号・2号議案）と、会社側提案として取締役E（Cの長男）の再任議案（3号議案）が付議された。甲社の定款には「取締役5名を置く」と定められ、5名が選任されていた。本件総会終了時に、Eだけが任期を迎える。議案要領の通知等の株主総会までの手続は適法に行われたものとする。

本件総会には、数人を除く株主が出席した（定足数は満たしている）。まず、株主提案の1号・2号議案が付議された。議長Cは、Dが通知した提案内容と理由を読み上げて質疑に移った。Dは提案理由を説明させるよう求めたが、Cは「既に理由は説明した。質問ではないので受け付けない」と応じなかった。Dは、招集通知発出後に調べた事情として、Cの長女F（甲社の役員・従業員ではない）が、使われていない倉庫の土地を甲社に賃貸している事実を説明するつもりであった。

甲社株主Gは、Cの指名を受けて「Dの説明を聞きたい」と発言し、Cは渋々Dの発言を認めた。Dが節約できる費用について説明し、「ところで使われていない倉庫の土地ですが」と話し始めたところで、Cは「既に3分も経っているので打ち切ります。D家の者は話が長いでいかんわ」と説明を打ち切った。その後、Dは投票で賛否の数を明確にすることを求めたが、Cは「定款に採決方法の定めはない」として、挙手によることとした。本家筋を中心に総議決権の60%の株主が「反対」と大きく声をあげて挙手し、Cは否決を宣言した。

3号議案の審議では、Dが、「Fが倉庫の土地を貸している点はどう考えるのか。Eは代表取締役として、Fによる賃貸にどのように関わったのか」と質問した。Cは「説明する必要はない」として採決に進んだ。Cは、賛成者に挙手を求めて採決を行い、総議決権の25%を保有するHと20%を保有するI、他に数人の株主（合計で総議決権の10%程度）が挙手したため可決を宣言した。

問1

Dは3号議案との関係で本件総会の決議取消しを求めることはできるか。（初級）

問2

Dは1・2号議案との関係で本件総会の決議取消しを求めることはできるか。（中級）



4月号（487号） [久保大作先生]

甲株式会社（以下「甲社」という）はA県に本店を置く非公開会社かつ取締役会設置会社である。甲社は江戸時代の廻船問屋を起源とする同族会社であり、その株主は本家筋といくつかの分家筋にあたる者たち約20名弱で構成されている。

甲社はA県のB港において港湾荷役業を営んでおり、B港一帯に荷役用の倉庫を所有している。しかしA県では工場の撤退が相次ぎ、B港の荷物取扱量も減少傾向にあった。そのため甲社の倉庫の3分の1はここ10年ほどほとんど使われておらず、維持管理費が甲社の業績を圧迫する要因となっていた。

甲社の代表取締役を務めるCは、「A県の経済はかならず上向くから、倉庫設備を維持しておくべきだ」と考えていた。しかし分家筋の株主の一部は「工場誘致に有効な施策をうていない現在の県政のもとでは、A県の経済がすぐに上向くとは考えられない」として、倉庫の一部を解体して維持管理費を節約すべきだと主張していた。

2020年4月以降のコロナショックにより甲社の業績は大きく悪化したが、Cを中心とする取締役らは倉庫を維持するという方針を曲げていない。

そこで、甲社の議決権の0.5%にあたる300個の議決権を保有する株主Dは、2021年3月ごろから、例年6月下旬に開催される甲社定時株主総会において、甲社の定款を変更して業務執行の決定を株主総会においても行うことができる旨の規定を追加する旨の株主総会決議案（以下「定款変更議案」という）、そして定款変更議案が成立することを条件として甲社の倉庫のうち3分の1を解体する旨を決定する株主総会決議案（以下「解体議案」という）を提案しようとするに至った。

問1

Dはこれらの議案を提案できるか。可能であれば、いつまでに、どのように提案することになるか。（初級）

問2

Dが提案しようとしている定款変更議案の内容は、適法か。（上級）